○国土交通省告示第二百四十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、平塚都市計画事業真田・北金目特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第二回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　縦覧開始の日　平成二十二年三月三十日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　神奈川県伊勢原市笠窪三百五十六番地　独立行政法人都市再生機構神奈川中部開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第二百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

雲川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和二十一年内務省告示第一号で指定した土地の区域を除く。）

福井県大野市

巣原

二五字向ヒ岳　一番一

一番一五

二六字中ノ平　一番一〇

一番一二から一番一四まで

熊河

七字落合　一番一から一番五一まで

八字濃尾　一番

一〇字東宮谷　一番一〇から一番一二まで

一一字中ノ平　一番六から一番九まで

一二字桐ヶ平　一番二

一番八から一番一〇まで

二〇字中山　一番一三から一番一七まで

温見

四字芦洞　一番三

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝波川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

福井県勝山市北谷町小原五八字上谷

七番二

八番二

九番二

○環境省告示第二十号

土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）及び土壌汚染対策法施行令及び宅地建物取引業法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百四十六号）の施行に伴い、土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第六条第一項の規定に基づき、負担能力に関する基準（平成十六年一月環境省告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月二十九日

環境大臣　小沢　鋭仁

「第八条第一項」を「第六条第一項」に改め、第一号イ中「第二十一条第一号」を「第四十五条第一号」に改め、同号ロ及びハ中「命ぜられた」を「指示された」に改める。

○環境省告示第二十一号

土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年環境省令第一号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年三月二十九日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　搬出する汚染土壌の処分方法（平成十五年三月環境省告示第二十号）

二　搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法（平成十五年三月環境省告示第二十一号）

○環境省告示第二十二号

土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年環境省令第一号）の施行に伴い、並びに土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第二項第一号及び第二号、第三項第四号並びに第四項第二号の規定に基づき、平成十五年三月環境省告示第十六号（土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法）等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月二十九日

環境大臣　小沢　鋭仁

第一　平成十五年三月環境省告示第十六号（土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法）の一部を次のように改正する。

「第五条第二項第一号」を「第六条第二項第一号」に、「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に改める。

第二　平成十五年三月環境省告示第十七号（地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法）の一部を次のように改正する。

「第五条第二項第二号」を「第六条第二項第二号」に、「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に改める。

第三　平成十五年三月環境省告示第十八号（土壌溶出量調査に係る測定方法）の一部を次のように改正する。

「第五条第三項第四号」を「第六条第三項第四号」に改める。

第四　平成十五年三月環境省告示第十九号（土壌含有量調査に係る測定方法）の一部を次のように改正する。

「第五条第四項第二号」を「第六条第四項第二号」に、「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に改める。

○環境省告示第二十三号

土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十三条第二号（同令第五十条第一項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、環境大臣が定める要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為及び形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為の施行方法の基準を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月二十九日

環境大臣　小沢　鋭仁

土壌汚染対策法施行規則第四十三条第二号（同令第五十条第一項の規定において準用する場合を含む。）の環境大臣が定める要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為及び形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為の施行方法の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　土地の形質の変更に着手する前に、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壌の下にある準不透水層（厚さが一メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一マイクロメートル以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。第四号において同じ。）であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

二　土地の形質の変更が終了するまでの間、前号の構造物により囲まれた範囲の土地の地下水位が当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようにすること。

三　原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止又は遮断工封じ込めの指示措置等が既に講じられている土地については、土地の形質の変更が終了した時点で当該措置のための構造物等を原状に回復する措置が講じられていること。

四　最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、次のいずれにも該当するものであること。

イ　土地の形質の変更を行う準不透水層より浅い位置にある帯水層内の基準不適合土壌又は特定有害物質が当該準不透水層より深い位置にある帯水層に流出することを防止するために必要な措置を講ずること。

ロ　最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層までの土地の形質の変更が終了した時点で、当該土地の形質の変更が行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復すること。